

その他参考資料

現在の就業形態を選んだ理由(労働者割合)

(複数回答、単位：%)

	正社員・出向社員以外の労働者計	専門的な資格・技能を活かせるから	より収入の多い仕事に就いたから	自分の都合のよい時間に働けるから	勤務時間や労働日数が短いから	簡単な仕事で責任も少ないから	就業調整(年収の調整や労働時間の調整)をしたいから	家計の補助、学資等を得たいから	自分で自由に使えるお金を得たいから	勤務時間が短いから	組織に縛られなかったから	正社員として働ける会社があったから	家庭の事情(家事・育児・介護等)や他の活動(趣味・学習等)と両立しやすいから	体力的に正社員として働けなかったから	その他
全体	100.0	18.6	8.3	38.8	15.4	9.9	4.8	33.2	21.4	25.2	3.7	22.5	24.5	3.2	5.9
(うち)															
契約社員	100.0	41.0	15.9	11.8	7.8	5.3	1.8	16.9	11.9	16.9	6.3	34.4	12.4	2.0	11.7
嘱託社員	100.0	43.7	12.6	9.3	10.5	10.7	6.6	23.5	13.1	13.1	2.9	19.0	5.4	3.5	21.6
派遣労働者	100.0	21.1	17.2	20.6	10.1	13.4	1.5	17.7	14.7	14.4	9.3	44.9	15.6	1.6	6.1
登録型	100.0	17.0	16.3	23.9	10.7	10.7	2.0	21.8	17.4	14.0	9.9	46.3	21.2	2.1	6.5
常用雇用型	100.0	25.9	18.2	16.8	9.3	16.6	0.9	13.0	11.6	14.9	8.7	43.2	9.1	1.0	5.5
臨時的雇用者	100.0	12.8	4.4	50.5	28.2	13.4	2.9	26.5	26.5	15.4	10.2	14.2	28.2	2.0	2.5
パートタイム労働者	100.0	12.5	4.7	50.2	18.9	10.1	5.9	39.6	24.7	29.7	2.4	16.0	30.9	3.8	3.1
その他	100.0	18.4	13.1	27.4	7.7	9.7	3.2	28.9	20.1	23.0	4.2	34.0	16.6	2.3	8.0

(出典)厚生労働省「平成22年就業形態の多様化に関する総合実態調査」

(注)この調査において、「登録型」とは派遣会社に派遣スタッフとして登録しておく状態を、「常用雇用型」とは派遣会社に常用労働者(①期間を定めずに雇われている者、②1ヵ月を超える期間を定めて雇われている者、③日々雇われている者又は1ヵ月以内の期間を定めて雇われている者であって、平成22年8月及び9月の各月に各々18日以上雇われた者)として雇用されている状態を、それぞれ指す。

正社員以外の労働者を活用する理由(事業所割合)

(複数回答、単位：%)

	正社員 以外の 労働者 がいる 事業所	正社員 を確保 できない ため	正社員 を重要 業務に 特化さ せるた め	専門的 業務に 対応す るため	即戦 力・能 力のある 人材を 確保す るため	景気変 動に応 じて雇 用量を 調節す るため	長い営 業(操 業)時 間に対 応する ため	1日、週 の中の 仕事の 繁閑に 対応す るため	臨時・ 季節的 業務の 変化に 対応す るため	賃金の 節約の ため	賃金以 外の労 務コスト の節約 のため	高年齢 者の再 雇用対 策のた め	正社員 の育 児・介 護休業 対策の 代替の ため	その他
全体	100.0	17.8	17.3	23.9	24.4	22.9	20.2	33.9	19.1	43.8	27.4	22.9	6.7	8.1
(うち)														
契約社員	100.0	17.1	15.1	41.7	37.3	15.0	7.3	9.1	7.5	30.2	13.0	14.6	5.1	4.6
嘱託社員	100.0	7.8	3.9	28.5	31.9	3.5	3.2	2.2	2.4	17.8	4.9	75.9	0.9	2.1
出向社員	100.0	16.1	4.2	46.7	46.8	2.5	0.5	3.5	1.9	4.6	2.7	4.2	0.3	21.6
派遣労働者	100.0	20.6	16.1	27.0	30.6	24.7	6.3	9.5	17.4	18.7	16.2	3.4	15.1	2.1
臨時的 雇用者	100.0	13.4	2.2	10.9	16.7	38.0	5.9	24.2	48.6	28.4	20.2	6.1	5.5	1.6
パート タイム 労働者	100.0	16.0	17.5	13.3	11.9	23.2	23.8	41.2	18.8	47.2	30.8	9.7	5.2	6.8
その他	100.0	14.9	16.1	13.8	20.3	15.3	17.6	22.0	15.8	41.4	21.0	7.9	6.1	9.1

(出典)厚生労働省「平成22年就業形態の多様化に関する総合実態調査」

雇用契約別の対象労働者の雇用状況

第136回労働力需給制度部会
(平成21年10月27日)提出資料より

派遣元事業主から状況が把握できた約3万6千人の雇用状況は以下のとおり。
(平成20年11月以降、平成21年4月14日時点まで把握できたもの)

(単位:人)

	合計	常用型						登録型		常用型か登録型か不明	
				無期		有期					
合計	35,886 (100.0%)	25,285 (100.0%)		4,401 (100.0%)		20,884 (100.0%)		7,683 (100.0%)		2,918 (100.0%)	
雇用が継続	3,916 <100.0%> (10.9%)	3,143 <100.0%> (12.4%)		987 <100.0%> (22.4%)		2,156 <100.0%> (10.3%)		632 <100.0%> (8.1%)		141 <68.4%> (4.8%)	
派遣先関連会社へのあっせん	1,246 <31.8%>	1,028 <32.7%>		131 <13.3%>		897 <41.6%>		189 <29.9%>		29 <20.6%>	
うち直接雇用	828 <21.1%>	678 <21.6%>		55 <5.6%>		623 <28.9%>		125 <19.8%>		25 <17.7%>	
うち派遣	418 <10.7%>	350 <11.1%>		76 <7.7%>		274 <12.7%>		64 <10.1%>		4 <2.8%>	
新たな派遣先への派遣	2,330 <59.5%>	1,844 <58.7%>		664 <67.3%>		1,180 <54.7%>		411 <65.0%>		75 <53.2%>	
休業・教育訓練等の実施	340 <8.7%>	271 <8.6%>		192 <19.5%>		79 <3.7%>		32 <5.1%>		37 <26.2%>	
離職	29,926 ≪100.0%≫ (83.4%)	22,056 ≪100.0%≫ (87.2%)		3,392 ≪100.0%≫ (77.1%)		18,664 ≪100.0%≫ (89.4%)		6,996 ≪100.0%≫ (91.1%)		874 ≪100.0%≫ (30.0%)	
解雇	25,792 ≪86.2%≫	19,386 ≪87.9%≫		3,197 ≪94.3%≫		16,189 ≪86.7%≫		5,823 ≪83.2%≫		583 ≪66.7%≫	
期間満了	2,517 ≪8.4%≫	1,897 ≪8.6%≫		14 ≪0.4%≫		1,883 ≪10.1%≫		579 ≪8.3%≫		41 ≪4.7%≫	
自己都合	943 ≪3.3%≫	764 ≪3.5%≫		175 ≪5.2%≫		589 ≪3.2%≫		168 ≪2.4%≫		11 ≪1.2%≫	
離職理由不明	674 ≪2.3%≫	9 ≪0.0%≫		6 ≪0.2%≫		3 ≪0.0%≫		426 ≪6.1%≫		239 ≪27.3%≫	
未定	2,044 (5.7%)	86 (0.2%)		22 (0.4%)		64 (0.3%)		55 (0.7%)		1,903 (65.2%)	

資料出所：厚生労働省需給調整事業課「労働者派遣契約の中途解除に係る対象労働者の雇用状況」

※ 表中の「常用型」とは、①常時雇用されている者、②一定期間を定めて雇用されている者であって、その雇用期間が反復継続されて事実上①と同等と認められる者。すなわち、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者、③日日雇用される者であって、雇用契約が日日更新されて事実上①と同等と認められる者。すなわち、②の場合と同じく、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者をいう。

※ 表中の「常用型か登録型か不明」は、派遣契約の中途解除に当たっての雇用の状況は確認できたものの本人の雇用契約が常用型か登録型か不明な者。

※ 表中の「未定」は、対象労働者の雇用の状況を派遣元事業主に確認したが、その時点で雇用が継続するか離職するか決まっていない者。

非正規労働者の雇止め等の状況について

(単位:人)

	平成20年10月～ 23年3月の累計 (平成22年12月時点)	23年 1月報告	2月報告	3月報告	4月報告	5月報告	6月報告	7月報告	8月報告	9月報告	10月報告
合計	300,737	1,876	3,871	4,564	6,806	3,181	3,321	2,591	1,713	2,333	1,865
派遣	152,479	70	294	1,004	899	404	546	256	191	154	115
契約 (期間工等)	74,408	662	1,012	1,576	2,404	984	1,221	761	655	850	818
請負	22,571	108	320	37	356	146	267	70	189	270	72
その他	51,279	1,036	2,245	1,947	3,147	1,647	1,287	1,504	678	1,059	860

	11月報告	12月報告	24年 1月報告	2月報告	3月報告	4月報告	5月報告	6月報告	7月報告	8月報告	9月報告	10月報告
合計	2,335	2,588	1,974	2,143	3,617	2,093	1,200	2,216	1,658	1,058	1,983	1,611
派遣	273	560	408	549	538	119	136	344	219	126	434	311
契約 (期間工等)	634	1,133	891	577	1,706	1,073	337	444	535	393	393	264
請負	601	187	132	142	117	60	0	202	225	0	118	71
その他	827	708	543	875	1,256	841	727	1,226	679	539	1,038	965

(注1) 全国の労働局及び公共職業安定所(ハローワーク)を通じて、事業所に対する任意の聞き取り等により、実施済み又は実施予定として、把握したものであり、全ての離職事例やその詳細を把握したものではない。

(注2) 「非正規労働者」とは、派遣、請負(構内下請けに限る。)、パート、アルバイト、期間工などをいい、派遣、請負には、派遣元事業所、請負事業所において正社員として雇用されているものを含む。その他には、パート、アルバイト、聞き取り等時にその他とされたものを含む。

(注3) 「雇止め等」とは、派遣契約の中途解除や再契約停止、請負契約の中途解除や再契約停止、パート、アルバイトまたは期間工の解雇、有期雇用契約の再契約停止などによる雇用調整などをいう。

(注4) 平成23年1月報告分から、一つの事業所において30人以上の離職(予定)者数の情報を把握できた雇止め等の状況についてまとめたものに変更している。また、これ以前は、平成20年10月から各月の時点で実施済み又は実施予定として把握したものを累計して公表したものである。(出典)厚生労働省「非正規労働者の雇止め等の状況」